

# 伊勢市地域防災計画



伊勢市防災会議

# 目次

## 第1編 総則

### 第1章 計画の考え方

第1節	目的	1
第2節	基本方針	2
第3節	構成と主な内容	4

### 第2章 被害想定

第1節	市の概況	7
第2節	被害想定	11
第3節	実施責任者	19
第4節	防災上の事務又は業務の大綱	21

## 第2編 自助・共助

### 第1章 災害への備え

第1節	自助・共助の重要性	37
第2節	防災に対する知識を習得する	38
第3節	防災情報を入手する	44
第4節	家庭での対策	48
第5節	地域での対策	55
第6節	事業所の防災対策	59
第7節	協働による防災まちづくり	62

### 第2章 いのちを守る

第1節	災害から身を守る	65
第2節	適切な避難行動をとる	67
第3節	地域で組織的に活動する	72
第4節	事業所での防災活動	74

### 第3章 いのちをつなぐ

第1節	避難所を主体的に運営する	76
-----	--------------	----

### 第4章 再建への足掛かり

第1節	災害の片付け	79
第2節	様々な支援を活用した生活復旧	80
第3節	地域の再生	88
第4節	事業所の業務再開・復旧	89
第5節	復興まちづくり	90

## 第3編 公助

### 第1章 災害応急活動の体制づくり

第1節	防災組織、活動体制の整備	94
第2節	情報収集・伝達体制の整備	95
第3節	消防体制の整備	96
第4節	応急医療体制の整備	98
第5節	避難収容体制の整備	99
第6節	帰宅困難者対策の整備	100
第7節	緊急輸送体制の整備	101
第8節	要配慮者の支援体制の整備	102
第9節	食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達	103
第10節	保健衛生・防疫体制の整備	104
第11節	防災教育の推進	105
第12節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	106

第13節	被災者生活支援	107
第14節	訓練計画	108
第15節	防災に関する調査研究の推進	109
第16節	業務継続に備える	110
<b>第2章 災害に強いまちづくり</b>		
第1節	都市の防災機能強化計画	111
第2節	治水防災計画	112
第3節	港湾、漁港、海岸施設防災計画	113
第4節	土砂災害予防計画	114
第5節	宅地災害予防計画	115
第6節	上下水道施設災害予防計画	116
<b>第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ</b>		
第1節	災害対策本部の設置	117
第2節	情報の収集・伝達	118
第3節	燃料の確保	121
第4節	受援体制の確立	122
第5節	災害救助法の適用	127
第6節	職員の健康管理・安全管理	129
<b>第4章 いのちを守る</b>		
第1節	避難誘導	130
第2節	帰宅困難者・観光客対策	132
第3節	公共施設利用者の安全対策	133
第4節	救急・救助活動	134
第5節	医療救護活動	136
第6節	消火活動	137
第7節	水防活動	138
第8節	道路交通の確保	139
第9節	鉄道交通の確保	141
第10節	緊急輸送活動の実施	142
第11節	二次災害の防止対策	143
第12節	ライフライン施設の応急復旧	144
第13節	危険物施設等の事故対応	145
第14節	航空機・列車・船舶事故等への対応	146
第15節	石油類流出事故への対応	147
第16節	原子力災害への対応	148
第17節	大規模火災への対応	150
第18節	林野火災への対応	151
第19節	市民、企業等の資材等を活用する	152
第20節	不足する資機材を要請する	153
第21節	優先度の高い通常業務を行う	154
<b>第5章 いのちをつなぐ</b>		
第1節	避難所運営	155
第2節	要配慮者対策	157
第3節	食糧等の供給	158
第4節	飲料水等の供給	159
第5節	生活必需品の供給	160
第6節	トイレ対策	161
第7節	被災者への情報伝達活動	162
第8節	保健活動	163
第9節	防疫対策	164
第10節	食品衛生の確保	165
第11節	行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬	166

第12節	廃棄物・し尿処理対策	167
第13節	災害ボランティア活動支援	168
<b>第6章 再建への足掛かり</b>		
第1節	住宅応急対策	169
第2節	応急教育対策	170
第3節	労働者の確保	171
第4節	他市町村の支援体制の確立	172
<b>第7章 都市基盤の復旧</b>		
第1節	公共施設の災害復旧	173
<b>第8章 被災者への生活支援</b>		
第1節	被災者支援対応	175
第2節	住家等被害認定調査	177
第3節	罹災証明書 of 交付	178
第4節	被災者生活再建支援制度の適用	179
第5節	生活資金等の支給・融資	180
第6節	災害義援金品の配布	181
第7節	中小企業等の再建支援	182
<b>第9章 復興に向けた始動</b>		
第1節	復興計画の立案	183
第2節	市民生活の復興	184
第3節	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	185
第4節	地域経済復興支援	186

# 第1編 総則

---

# 第1章 計画の考え方

## 第1節 目的

伊勢市における災害は、風水害では、伊勢湾台風（昭和34年）や七夕豪雨（昭和49年）などがあり甚大な被害を経験してきました。近年においても、平成16年台風第21号や平成29年台風第21号により、**災害救助法**（以下「救助法」という。）の適用を受ける大きな被害が発生したほか、平成23年の台風第12号（紀伊半島大水害）においても市内で床上・床下浸水等の被害が多く発生する等の大きな災害となりました。

一方、地震については、平成14年4月に**大規模地震対策特別措置法**（以下「大震法」という。）に基づき、旧伊勢市、旧二見町、旧御菌村が**地震防災対策強化地域**に指定され、平成18年4月1日に旧小俣町区域を含む市内全域が指定されました。

また、平成15年12月には**東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**に基づき、県内全域が**東南海・南海地震防災対策推進地域**に指定されたほか、平成25年11月に「**東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**」から「**南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**」に改訂され、平成26年3月には、同法に基づき、**南海トラフ地震防災対策推進地域**及び**南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域**に指定される等、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されています。

伊勢市**地域防災計画**（以下「本計画」という。）は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、**災害対策基本法**（以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、伊勢市**防災会議**（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、市、県、**指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関**及び公共的団体等が、総合的かつ計画的に自然災害や大規模事故対策の推進を図り、住民の生命、身体、財産及び市内に滞在している観光客や従業者等を災害から保護することを目的とします。

※ 「**災害救助法**」など太字で記載の語句は資料編第10編「用語集等」に語句の意味を記載しています。

## 第2節 基本方針

### 1 東日本大震災等の教訓を踏まえた対策

東日本大震災は、約 18,000 人の死者・行方不明者が発生した大規模災害であり、地震発生後の情報伝達や津波避難の行動、行政職員をはじめとする災害対応、被災者の長期間の避難生活、膨大な災害廃棄物の処理、被災地の迅速かつ円滑な復興等に大きな課題が発生し、これまでの防災対策のあり方を大きく見直す必要性を学びました。

本計画では、主に東日本大震災で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。

- ・ **災害対策本部**組織体制の強化
- ・ 通信体制の強化
- ・ 避難生活施設での職員や物資の不足への対応
- ・ 避難生活施設における、女性や**要配慮者**への配慮
- ・ 受援体制、連携体制の強化

### 2 熊本地震の教訓を踏まえた対策

熊本地震は、熊本県を中心に連続した強い地震により 273 人の死者（うち直接死 50 人）が発生した大規模災害であり、庁舎や避難所の非構造部材等の耐震化不足、車中泊等によるエコノミークラス症候群での災害関連死の増加、国によるプッシュ型支援の物資配送体制、緊急輸送道路の機能低下、地域の復旧・復興のための罹災証明の発行と倒壊家屋の撤去の遅延など、東日本大震災とは違う課題が発生しました。

本計画では、主に熊本地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。

- ・ 十分な耐震性の防災拠点
- ・ 車中泊等で避難生活をする避難者への対応
- ・ プッシュ型支援の物資配送体制の構築
- ・ 緊急輸送道路及び沿道の建築物の耐震化
- ・ 罹災証明と公費解体の遅延対策

### 3 南海トラフを震源域とする大規模地震発生を想定した対策

東日本大震災を経験した我が国は、理論上最大となる災害を想定した防災対策が必要であることを学びました。国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、伊勢市を襲う災害として、南海トラフを震源とする大規模地震発生の可能性が指摘されており、今後 30 年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%程度とされています。この地震が理論上最大クラスで発生した場合、県の被害想定では、伊勢市においては、死者数は最大で約 7,900 人、全壊・焼失建物棟数は最大で約 41,000 棟にのぼる等、甚大な被害が予想されています。

これを踏まえて、事前の地震・津波対策をより充実させて万全を期することにより、被害を大幅に低減させ、死者数を可能な限り少なくするとともに、被災地域の復旧・復興に係る時間を短縮することを目指します。

## 4 風水害による被害を低減する対策

近年、全国的にゲリラ豪雨に代表されるような集中豪雨による土砂災害などの懸念もあり、平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多数の死者が発生しました。平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号でも、河川の氾濫により各地で甚大な人的、住家被害をもたらしました。

また、令和元年10月の台風第19号では、各地で多くの人的、家屋被害に見舞われました。宮川や五十鈴川をはじめ、多くの河川が市域を流れ伊勢湾に注いでおり、その地理的特徴から河川の増水や高潮などの被害が過去にも発生しています。平成29年台風第21号では、市内の河川のうち観測所にて観測される全ての河川において、氾濫危険水位を超える水位を観測し、勢田川、桧尻川、矢田川、汁谷川及び横輪川では、水位上昇により溢水するなど大きな被害が発生しております。

このような過去の災害を踏まえ、市民の皆さんとのリスクコミュニケーションや、ソフト対策、ハード対策をより充実させて万全を期することにより、風水害による被害を大幅に低減させていくことを目指します。

## 5 自助・共助・公助の役割を明確にし、各主体が災害対策に取り組む

災害対策の実施に際しては、伊勢市をはじめとした各防災機関が行う対策（公助）はもとより、住民一人一人が行う取組（自助）のほか、自主防災組織等を中心とした地域が行う取組（共助）等、それぞれが果たすべき役割を的確に認識し、連携して実施する必要があります。

そのためには、防災対策を非日常的で特別な活動と考えるのではなく、日々の生活と一体で密接不可分なものとする「防災の日常化」というとらえ方が求められています。公助としての行政が中心となって防災対策に取り組んでいく方針に変わりはありませんが、「防災の日常化」という考え方のもとに、公助としての防災対策をもう一歩前に進めるとともに、事業者、地域、市民の皆さん等が果たすべき自助・共助の日常的な取り組みを明確にし、各主体が災害対策に取り組んでいくことを目指します。

## 6 「減災」の視点に基づき被害を最小限にとどめる

災害はいつ起こるかわからず、発生を未然に防ぐことは不可能です。どのような災害が発生しても、市・地域・市民の皆さんが連携し、人的被害・物的被害を限りなくゼロに近づける「減災」の視点に基づき、様々な防災対策を組み合わせることで災害に備えます。

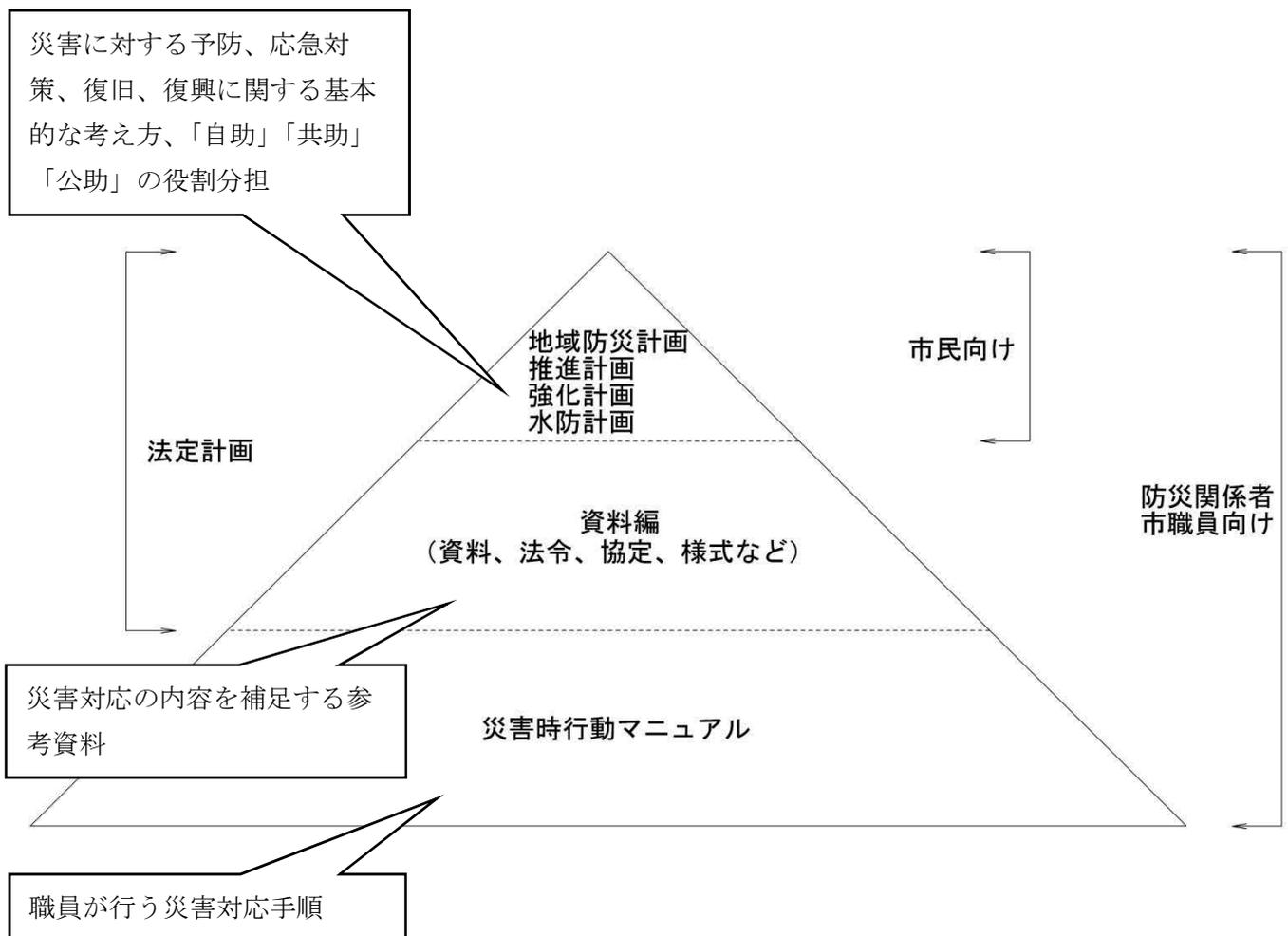
## 第3節 構成と主要内容

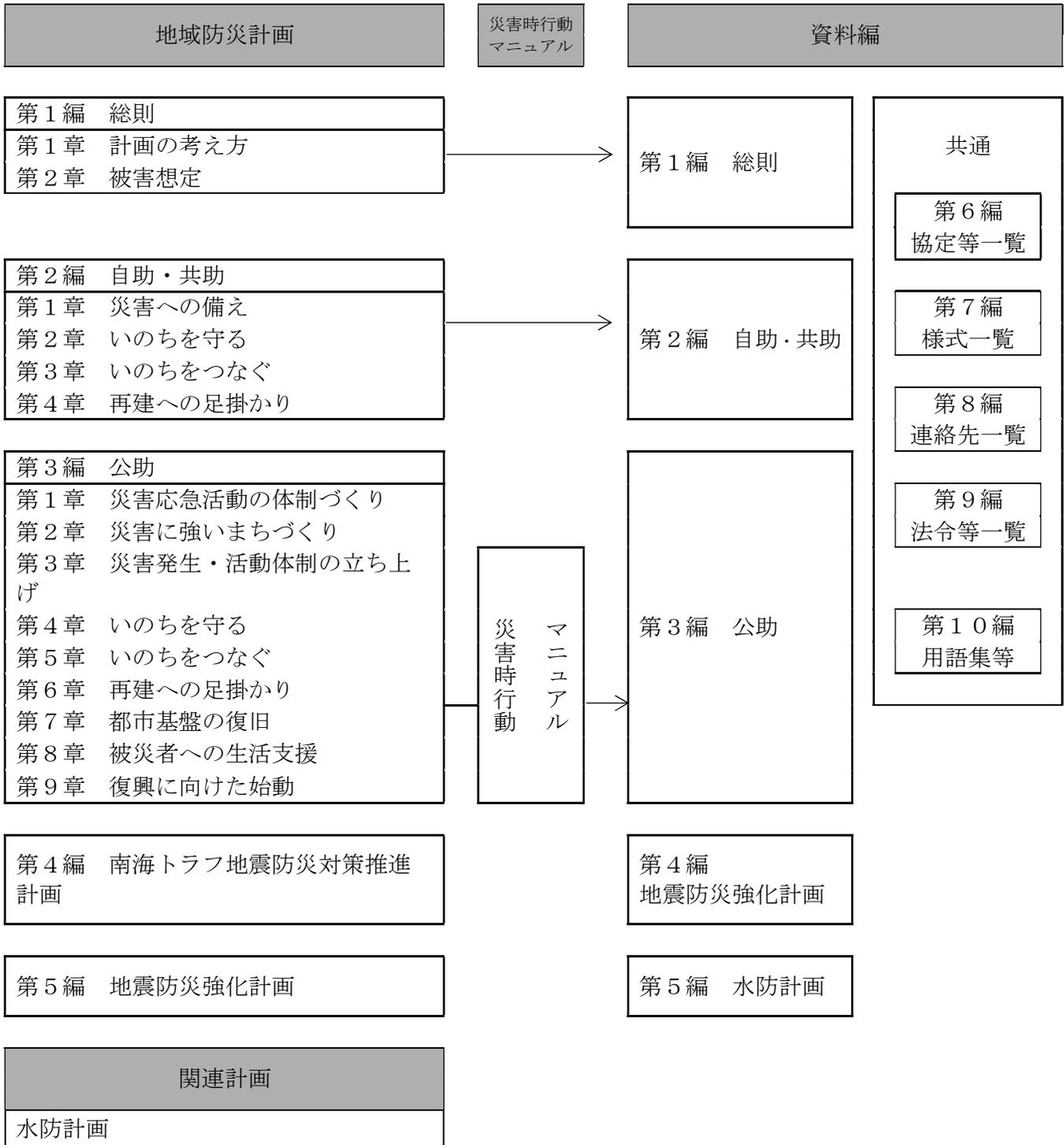
### 1 計画の使い方・構成

本計画は、基本方針に基づき、東日本大震災の教訓や各種の知見をもとに、伊勢市、防災関係機関、さらには市民の皆さんの役割を明確にし、風水害、地震、津波、大規模事故等への災害に対する備えや応急対応に対処するための基本的な内容を取りまとめた計画です。

「地域防災計画」「南海トラフ地震対策推進計画」「地震防災強化計画」「水防計画」は災害対応を行う職員だけでなく、伊勢市が実施する災害に対する備えや応急対策の内容を市民の皆さんが理解しやすいように作成しており、詳細な手順や参考資料は「災害時行動マニュアル」、「資料編」に整理しています。特に「第2編 自助・共助」では、「自助」、「共助」の役割を記載し、その項目を達成するための「市の取り組み」「県の取り組み」を併せて記載しています。

職員は計画を通読し、伊勢市の災害への備え、全庁、所属における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害発生時には自らが行うべき災害対応を確認し、「災害時行動マニュアル」に従って災害対応を実施します。





## 2 各編の構成、考え方

### 第1編 総則

- ☞ 目的、基本方針、本計画の使い方、計画の前提条件となる伊勢市の災害特性等を明記しました。
- ☞ 各職員の実施業務が一目で分かるよう、チームごとに「事務分掌一覧」として整理し、具体的な内容は第3編、資料編、災害時行動マニュアルを参照する構成としました。

### 第2編 自助・共助

- ☞ 災害発生前から復興に向けた対策を時系列で確認できるよう節に時間帯を分けて整理し記載しました。
- ☞ 災害発生前の公助との役割分担を明確にするために、家庭や地域、企業等で実施していただく項目に併せて、市、県の実施するサポートを「市の取り組み」「県の取り組み」として記載しました。

### 第3編 公助

- ☞ 災害発生前から復興に向けた対策を時系列で確認できるよう節に時間帯、対策の対象を分けて整理し記載しました。
- ☞ 災害発生後の対策については、どの時間帯から実施すべきか目安を記載しました。

### 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

- ☞ **南海トラフ地震**に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、**南海トラフ地震**に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を記載しました。（**南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**第5条）

### 第5編 地震防災強化計画

- ☞ 伊勢市は「東海地震に係る**地震防災対策強化地域**」に指定されていることから、**警戒宣言**が発せられた場合に執るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を記載しました。（**大震法**第6条）

### 関連計画（水防計画）

- ☞ 伊勢市**水防計画**とは、伊勢市域における水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するために、**水防法**（昭和24年法律第193号）及び三重県**水防計画**に基づき、河川、ため池、海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作並びに避難等の事項、水防のための消防機関等の活動、**水防管理団体**間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用について**水防管理団体**である伊勢市が作成する必要がある計画です。（**水防法**第33条）

### 資料編

- ☞ 全ての編、関連計画の資料をまとめて記載することとしました。

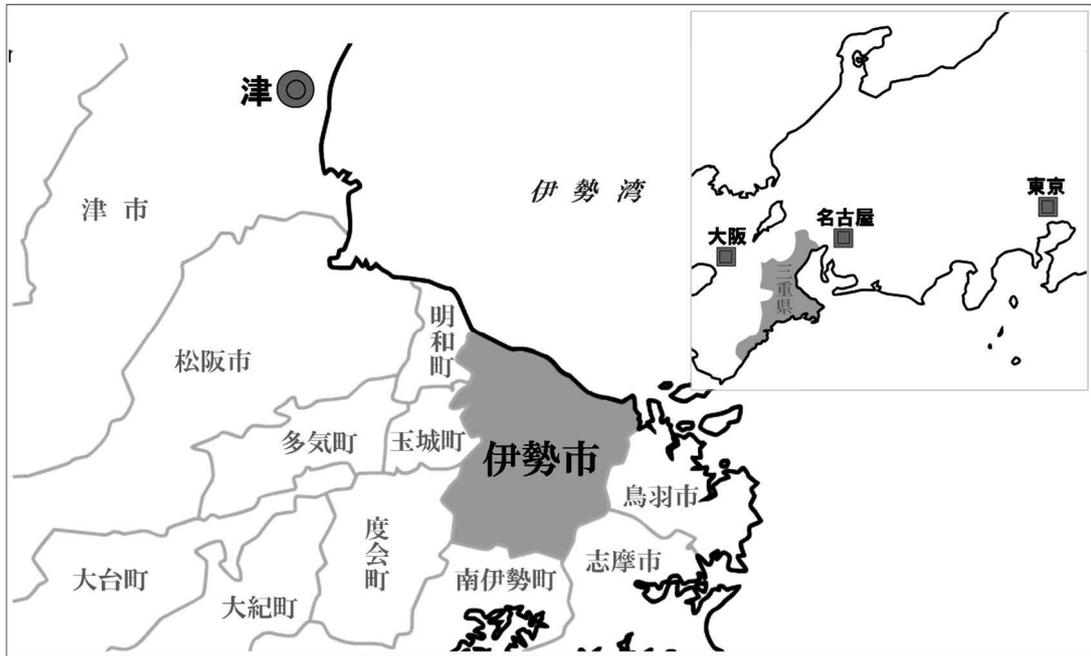
## 第2章 被害想定

### 第1節 市の概況

#### 1 自然条件

##### ① 位置・面積

伊勢市は、三重県の南部に位置し、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、鳥羽市堅神町、鳥羽市河内町、志摩市磯部町に隣接しています。東に五十鈴川、西に宮川そして中央に勢田川が流れ、北は伊勢湾に面し東から南にかけて、朝熊ケ岳、島路山、神路山、前山、鷲嶺が連なり、面積は208.37 km<sup>2</sup>に及んでいます。



##### ② 地質

伊勢市は、山地を構成する古生代の地層と、丘陵地や平地に分布する新生代の地層に特徴づけられます。各地層は、市街地を西南西から東北東にかけて走る中央構造線に並行し帯状をなしています。

伊勢市の最南部である矢持町から高麗広を経て逢坂峠に至る急峻な山地は、秩父層群の岩石で、主に砂岩、頁岩、粘板岩、輝緑凝灰岩、石灰岩より成っています。これに続いて、鷲嶺北方並びに前山から鼓ケ岳を経て、朝熊ケ岳、島路山に至る山地は、角閃岩等、三波川変成帯に包括される御荷鉾系の緑色岩類と、これに進入する蛇紋岩、斑糲岩、橄欖岩等の塩基性深成火成岩類より成っています。

これより北部の朝熊町から宇治館町、勢田町、前山町を経て、佐八町に連続する開析された低い山地は、主に石墨千枚岩より成り、宮川層とも呼称されますが、いずれも三波川変成帯の岩石となっています。

伊勢市で唯一侵食されずに取り残された地形である秋葉山付近は、宮川河床の基盤をなす第三紀の地層である高倉累層から成っています。また、外宮神域並びに滝浪山、妙見山、倉田山、古市（長峰）等の台状地は、いずれも第四紀の段丘堆積層（洪積層）が、基盤を不整合に被覆

しています。

このほか、市街地から伊勢湾南岸にかけての、中央構造線にまたがる低地は、全て現在の各河川が形成した沖積層に覆われ、軟弱地盤となっています。

### ③ 河川

伊勢市を流れる河川は、東の五十鈴川、西の宮川、外城田川、中央の勢田川に代表されます。

一級河川の宮川は、日出ヶ岳から大杉溪谷を経て諸支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し伊勢湾に達する、県下最大の河川となっています。

宮川支川の五十鈴川は、八称宜山に源を發し皇大神宮（内宮）を経て河口付近で勢田川及び大湊川と合流して伊勢湾に注いでいます。

宮川支川の勢田川は、鼓ヶ岳から、市街地の中心部を南から北に貫流して五十鈴川河口に流入します。勢田川は市街地の中心を流れており、地盤が低いために生活排水の大半が流入しています。

### ④ 気候

伊勢市の気候は、比較的温暖な南海型に属しています。年平均気温 14～16℃、年間降水量 1,800mm～2,000mm 程度であり、降水量の最も多い月は 9 月で冬季の雨量は少なくなっています。

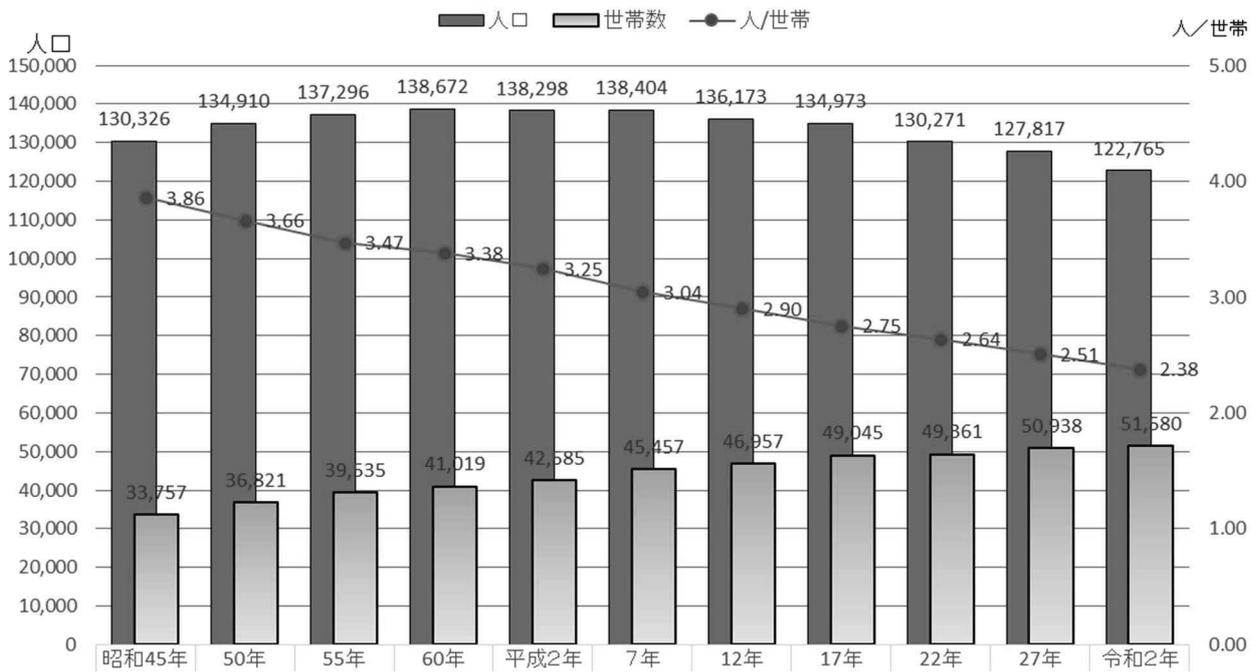
2 社会条件

① 人口・世帯数

国勢調査によると、令和2年10月1日時点の人口は122,765人、世帯数は51,580世帯、一世帯あたり人員は2.38人です。人口・一世帯あたりの人員は、いずれも近年減少に転じています。

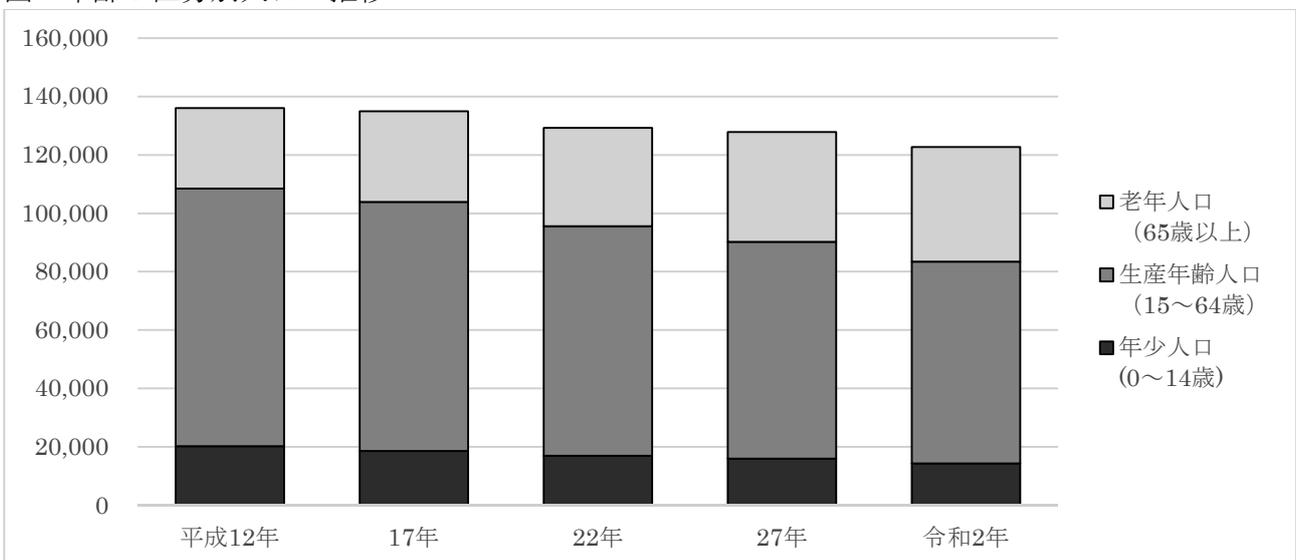
年齢3区分別人口をみると、令和2年10月1日時点の年少人口は14,253人（11.6%）、生産年齢人口は69,138人（56.3%）、老年人口は39,374人（32.1%）となっており、少子高齢化が進展しています。

図 人口・世帯推移



資料：国勢調査

図 年齢3区分別人口の推移

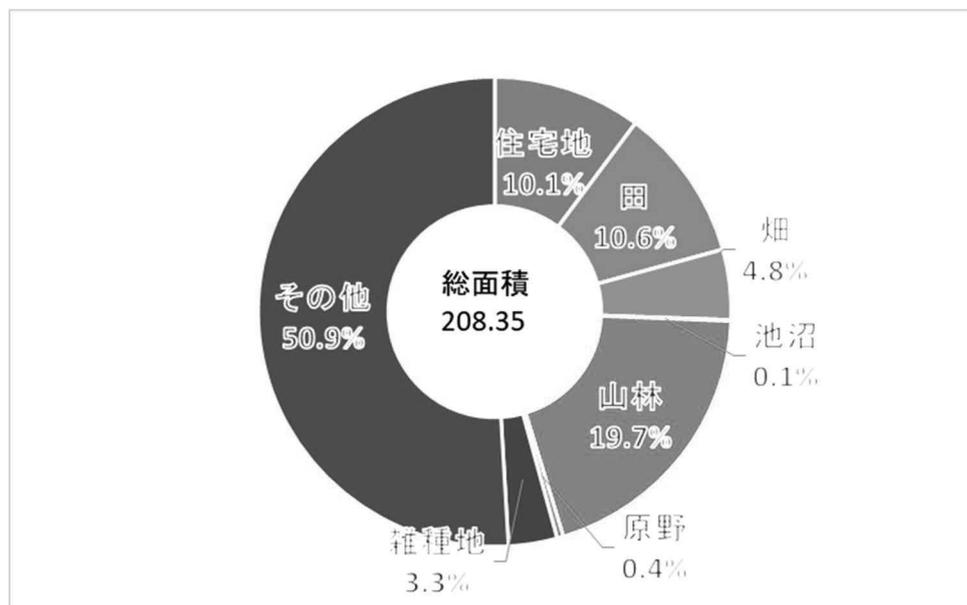


資料：国勢調査

## ② 土地利用

地目別土地利用面積をみると、その他の利用として伊勢神宮や神宮林としての利用が多くなっています。それ以外では、田や山林の利用が多くなっています。

図 土地利用



資料：伊勢市統計

## ③ 交通条件

## ア 広域道路網

近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）が通り、伊勢 I C と伊勢西 I C があります。一般道では、国道 23 号及び国道 42 号が通り、広域交通道路として圏域の大動脈となっているほか、主要地方道県道鳥羽松阪線等によって各地域が結ばれています。

## イ 鉄道網

J R 参宮線と近鉄山田線、近鉄鳥羽線が通っており、J R の駅が 6 駅（宮川、山田上口、伊勢市、五十鈴ヶ丘、二見浦、松下、）、近鉄の駅が 7 駅（明野、小俣、宮町、伊勢市、宇治山田、五十鈴川、朝熊）あります。

## ④ 観光

伊勢市は伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然と美味しい食材、歴史や文化に富んだ名所・旧跡に恵まれ、魅力ある地域資源があります。

また、古くから「お伊勢さん」、「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮御鎮座のまちとして栄えてきました。平成 25 年は「第 62 回神宮式年遷宮」もあり、1,420 万人という大変多くの参拝者が神宮を訪れています。

## 第2節 被害想定

### 1 風水害

伊勢市では、台風及び長雨による床上浸水等の風水害がこれまでも繰り返して発生しています。風水害の原因別の過去の災害及び今後予想される災害の概況は、概ね次のとおりです。

#### ① 台風・洪水

平成16年9月の台風第21号では、記録的な雨量を観測し、大台町（旧宮川村）において、土砂災害により7人の死者・行方不明が発生しました。旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し**救助法**の適用を受けています。

平成29年台風第21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm（これまでの最高値400mm（平成12年9月12日）の1.35倍）となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件（平成30年3月31日時点）の被害が発生し**救助法、被災者生活再建支援法**の適用を受けています。

また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性があります。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なもの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっています。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の**計画高水位**以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川、笹笛川では三重県が特別警戒水位を定めており、その5つの河川に加え、五十鈴川派川・松下川、桧尻川、汁谷川、横輪川、相合川・有田川の浸水想定区域が示されています。

#### ② 集中豪雨

集中豪雨は、台風と双璧をなすほど気象災害のなかでも大きな被害を発生させ、伊勢市でも河川の増水、氾濫による水害が発生しています。

これまでの主な集中豪雨による被害では、昭和49年7月の洪水（七夕豪雨）では、勢田川の流下能力不足と合わせ、支川からの内水氾濫により、旧市内の市街地、旧御薮村の3,051haが浸水し、旧小俣町でも外城田川の氾濫で多くの被害が発生しました。

#### ③ 土砂災害

集中豪雨や長雨により突然発生するのが土砂災害で、土砂災害にはその発生システムによる分類があり、山あいの溪流や河川において山腹や川底の石や土砂が大量の雨水と一緒にあって津波のように襲ってくるものを「土石流」といい、「がけ崩れ」は地震の発生や、大雨等で地面に水がしみ込んで斜面が突然崩れ落ちるものをいいます。また、地下水が地中の粘土のような滑りやすい層にしみ込んで、その上の地面がそっくり滑り出す現象を「地すべり」といい、以上を総称して土砂災害と呼びます。

**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**（以下、「土砂災害防止

法」という。)における**土砂災害警戒区域**及び**土砂災害特別警戒区域**では、集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、災害が発生すると住宅や人命などに多大な被害がでるおそれがあります。また、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及び、多くの人命が失われるおそれがあります。伊勢市には405箇所の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所263箇所、土石流危険渓流140箇所、地すべり危険箇所2箇所）が存在し、**土砂災害警戒区域**410箇所、**内土砂災害特別警戒区域**372箇所が指定されています。

#### ④ 高潮

満潮又は低気圧による潮位の上昇と台風等の強風が重なると、高潮による災害が発生する傾向があります。これまでの主な高潮災害では、昭和34年9月の伊勢湾台風において、高潮により海岸堤防が被災し、人家、公共施設で甚大な被害が発生しました。

なお、高潮対策として、高潮堤防が整備されており、老朽化した高潮堤防（昭和30年代整備）については改築がすでに実施されていますが、海岸に面した地盤高の低い箇所等では、高潮時には依然浸水するおそれがあります。

## 2 地震・津波

### ① 基本的な考え方

東海・東南海・南海地震の震源域となる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、過去100～150年の間隔で巨大地震が発生していることから、絶えず警戒が必要です。

また、伊勢市の近隣の活断層による地震被害も想定されていることから、南海トラフ（海溝型）で発生する地震、内陸の活断層（直下型）による地震を想定する必要があります。

そこで、**地域防災計画**を改定するにあたり、三重県が発表した地震被害想定結果（平成26年3月）を被害想定として使用します。まず、南海トラフで発生する地震として、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域に繰り返して起こりうることが実証されている地震として「過去最大クラス」、また、あらゆる科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上では起こりうる地震として「理論上最大クラス」の2ケースを想定します。ただし、津波による浸水想定区域は平成23年度三重県津波浸水予測が伊勢市への影響が最も大きいと避難対策の想定として採用します。

また、内陸の活断層が動くことによる地震については、「養老―桑名―四日市断層」「布引山東縁断層帯（東部）」「頓宮断層」「多気断層（注）」4ケースを想定し、**南海トラフ地震**を合わせた6ケースを想定しています。

（注）多気断層は平成26年3月の三重県地震被害想定では、被害想定の見直しが行われなかったため、平成18年3月の三重県地域防災計画被害想定調査の結果を想定としています。

表 想定する地震の種類

地震の種類		概要
南海トラフ地震	過去最大クラス	過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている <b>南海トラフ地震</b>
	理論上最大クラス	あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの <b>南海トラフ地震</b>
養老－桑名－四日市断層帯		岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる、長さ約60kmの断層帯を震源とする地震
布引山地東縁断層帯(東部)		三重県鈴鹿市から、津市、松阪市等を経て多気町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層を震源とする地震
頓宮断層		滋賀県甲賀市から三重県伊賀市に至る断層である。長さは約31kmで、ほぼ南北方向に延びる、相対的に東側が隆起する逆断層を震源とする地震
多気断層		三重県中部多気郡にある東西に伸びる、西端を大台町(旧宮川村)とし東端を本市とする断層を震源とする地震。 内陸にあるが東南海地震が発生した時に連鎖する可能性もある。

② 揺れ・津波到達時間・最大津波高さ

前頁で想定する地震別の揺れ・津波到達時間・最大津波高さは下記のとおりです。

表 地震種類別の震度、津波到達時間、最大津波高さ

地震の種類		震度	津波到達時間(分)	最大津波高(T.P)
南海トラフ地震	過去最大クラス*1	震度6強	外城田川 19分 (20cm)	外城田川 4.2m
			宮川(大湊) 19分 (20cm)	宮川(大湊) 4.3m
			五十鈴川 18分 (20cm)	五十鈴川 4.6m
			二見町二見浦 15分(20cm)	二見町二見浦 5.0m
			二見町五十鈴川派川 16分(20cm)	二見町五十鈴川派川 4.8m
	理論上最大クラス*2	震度7	津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図のみ示されている	津波浸水予測図のみ示されている
	内閣府*3	震度7	最短パターン 36分	最大パターン 9m
	平成23年三重県津波浸水予測*4	-	外城田川 32分 (50cm)	外城田川 3.11m
			宮川(大湊) 32分 (50cm)	宮川(大湊) 3.24m
			五十鈴川 30分 (50cm)	五十鈴川 3.18m
二見町二見浦 30分 (50cm)			二見町二見浦 3.55m	
二見町五十鈴川派川 30分 (50cm)			二見町五十鈴川派川 4.05m	

地震の種類	震度	津波到達時間(分)	最大津波高(T.P)
養老―桑名―四日市断層帯	震度6弱	—	—
布引山地東縁断層帯(東部)	震度6弱	—	—
頓宮断層	震度5強	—	—
多気断層	震度6強	—	—

## ※1…過去最大クラス

三重県地震被害想定結果(平成25年度版)。津波到達時間は、20cm津波到達時間を示す。最大津波高は、東京湾平均海面水位(T.P.)に対する高さを示す。

## ※2…理論上最大クラス

三重県地震被害想定結果(平成25年度版)。過去最大クラスの**南海トラフ地震**による**沿岸評価点**における津波到達時間・最大津波高さのみ算出しているため、理論上最大クラスは図でのみ示されている。津波到達時間は、30cm津波到達時間を示す。最大津波高は、満潮かつ地震による地殻変動を考慮した際の海面水位に対する高さを示す。

## ※3…内閣府

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波を検討した想定結果。「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」(報道発表資料(平成24年8月29日))のうち、「資料1-2都府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>」、「資料1-5都府県別市町村別津波到達時間一覧表」、「資料1-6市町村別最大震度一覧表」から抜粋している。津波断層モデルは、平成23年東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大クラスの津波断層モデルを設定し、検討ケースについては、大すべり域及び超大すべり域が1箇所の場合の基本ケースやその他派生的な検討ケースの計11ケースのそれぞれについて津波高・浸水域等を推計しており、想定結果が最大値となるケースを抜粋している。なお、最大津波高は、満潮かつ地震による地殻変動を考慮した際の海面水位に対する高さを示す。

## ※4…三重県津波浸水予測(平成23年度版)

- 津波浸水予測は、満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合、【防潮堤等の施設がないとした場合】について、三重県沿岸地域における最大浸水深(津波で浸水したときの地面から水面までの深さの最大値)を想定・国の**中央防災会議**「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(平成15年9月17日)において発表された、想定東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生した場合の想定震源域の範囲(面積)を変えずに、すべり量をマグニチュード9.0に合うように大きくした震源モデルを設定し、津波シミュレーションを実施した結果。
- 一年で最も潮位が高くなる時期の満潮時に地震が発生したことを想定。
- 海岸や河川にある防潮堤等の施設をすべてないものとした場合の津波浸水範囲を想定。

## ③ 被害想定

## ア 南海トラフ地震による被害

南海トラフ地震（過去最大クラス、理論上最大クラス）による被害想定は下記のとおりです。

表 南海トラフ地震による被害想定（三重県地震被害想定調査結果 平成25年度版）

区分	南海トラフ地震	
	過去最大クラス	理論上最大クラス
建物被害		
全壊・焼失棟数（冬・夕発災）	単位：棟	
		約 14,000
揺れ		約 5,100
液状化		約 1,200
津波		約 5,500
急傾斜地等		約 50
		約 70
火災		約 1,700
		約 5,500
出火件数		
	単位：件	
冬・深夜（炎上出火）		-
冬・深夜（残出火）		約 40
冬・深夜（残出火）		約 30
夏・昼（炎上出火）		約 10
夏・昼（残出火）		-
夏・昼（残出火）		約 40
冬・夕（炎上出火）		約 10
冬・夕（炎上出火）		約 90
冬・夕（残出火）		約 10
冬・夕（残出火）		約 90
死者数（冬・深夜発災）		
	単位：人	
		約 3,500
建物倒壊		約 300
建物倒壊		約 1,700
津波		約 3,200
津波		約 6,000
急傾斜地崩落等		-
急傾斜地崩落等		約 10
火災		-
火災		約 400
ブロック塀・落下物等		-
ブロック塀・落下物等		-
重傷者数（冬・深夜発災）		
	単位：人	
		約 600
建物倒壊		約 500
建物倒壊		約 3,200
津波		約 40
津波		約 40
急傾斜地崩落等		-
急傾斜地崩落等		-
火災		-
火災		約 50
ブロック塀・落下物等		-
ブロック塀・落下物等		-
軽傷者数（冬・深夜発災）		
	単位：人	
		約 2,400
建物倒壊		約 2,300
建物倒壊		約 4,300
津波		約 80
津波		約 90
急傾斜地崩落等		-
急傾斜地崩落等		-
火災		-
火災		約 100
ブロック塀・落下物等		-
ブロック塀・落下物等		約 10
ライフライン		
断水人口		
	単位：人	
直後		約 132,000
直後		約 132,000
1日後		約 131,000
1日後		約 131,000
7日後		約 129,000
7日後		約 131,000
1ヶ月後		約 110,000
1ヶ月後		約 122,000
下水道機能支障人口		
	単位：人	
直後		約 51,000
直後		約 51,000

第1編 総則 第2章 被害想定

区分		南海トラフ地震		
		過去最大クラス	理論上最大クラス	
	1日後	約 51,000	約 51,000	
	7日後	約 44,000	約 46,000	
	1ヶ月後	約 6,700	約 6,700	
	停電軒数	単位：軒		
	直後	約 75,000	約 75,000	
	1日後	約 69,000	約 69,000	
	7日後	約 8,300	約 22,000	
	固定電話の不通回線数	単位：回線		
	直後	約 33,000	約 34,000	
	1日後	約 30,000	約 32,000	
	7日後	約 6,700	約 19,000	
	1ヶ月後	約 5,900	約 11,000	
	ガス復旧対象戸数	単位：戸		
	直後	約 6,500	約 3,000	
	1日後	約 6,500	約 3,000	
7日後	約 5,000	約 2,600		
1ヶ月後	-	約 900		
交通施設被害				
	ヘリポート等の被害箇所数	単位：箇所	10	
生活支障等				
	避難者（冬・夕発災）	単位：人		
	1日後	約 73,000	約 106,000	
	7日後	約 58,000	約 99,000	
	1ヶ月後	約 106,000	約 123,000	
	帰宅困難者	単位：人	約 10,000	

※「-」は5未満

※南海トラフの死傷者は、最も被害の大きい早期避難率低の場合  
理論上最大の死傷者は、死者数が最大となるケースの場合

イ 断層帯地震による被害

断層帯地震（養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層、多気断層）による被害想定は下記のとおりです。

表 断層帯地震による被害想定（三重県地震被害想定 平成25年度版）

※多気断層（三重県地域防災計画被害想定調査報告書 平成16年度）

区分	養老－桑名－四日市断層帯	布引山地東縁断層帯(東部)	頓宮断層	※多気断層
建物被害				
全壊・焼失棟数（冬・夕発災） 単位：棟	約1,200	約2,000	約600	942
揺れ	約40	約800	-	48
液状化	約1,100	約1,200	約600	631
急傾斜地等	約30	約40	約10	152
火災	-	約20		111
出火件数 単位：件				(冬18時)7
冬・深夜（炎上出火）	-	-		-
冬・深夜（残出火）	-	-		-
夏・昼（炎上出火）	-	-		-
夏・昼（残出火）	-	-		-
冬・夕（炎上出火）	-	-		-
冬・夕（残出火）	-	-		-
死者数（冬・深夜発災） 単位：人	-	約40		(冬5時)15
建物倒壊	-	約30		-
急傾斜地崩落等	-	-		-
火災	-	-		-
ブロック塀・落下物等	-	-		-
重傷者数（冬・深夜発災） 単位：人	約10	約80		(負傷者)43
建物倒壊	-	約80		-
急傾斜地崩落等	-	-		-
火災	-	-		-
ブロック塀・落下物等	-	-		-
軽傷者数（冬・深夜発災） 単位：人	約100	約900	約10	
建物倒壊	約100	約900	約10	
急傾斜地崩落等	-	-		-
火災	-	-		-
ブロック塀・落下物等	-	-		-

※「-」は5未満

### 3 大規模事故

#### ① 危険物施設等

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「危険物等事故」という。）を想定します。

#### ② 航空機・列車・船舶事故等突発的災害

航空運送事業者の運行する航空機等の墜落、列車の衝突、トンネル、橋梁等の鉄道施設の被災、船舶の沈没事故等の災害を想定します。

#### ③ 石油類流出事故

海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没、火災等の事故による大量の石油類の流出及び陸上での石油類の屋外タンク等から海又は河川への流出を想定します。

#### ④ 原子力災害

三重県内には原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地していないことから、伊勢市は防護的措置を準備する区域には含まれていませんが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、福井県及び静岡県の子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて計画を策定します。

#### ⑤ 大規模火災

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増してきています。また、工場等で火災が発生すると大規模な火災となる可能性があり、これらに備えるため計画を策定します。

#### ⑥ 林野火災

林野火災は一般の火災と比べた場合、次のような特徴があります。

- ・ 広い面積を持つ森林に存在する多くの可燃物は、質・量とも同一ではないので燃焼が複雑です。
- ・ 山地の複雑な地形により気流の変化が激しく、常に危険な燃焼動態となります。
- ・ 山地斜面の燃焼速度はきわめて速く飛び火による延焼拡大も多いので、都市の建物火災とは異なった長い火線をもっています。
- ・ 人里離れた交通・水利などの条件が悪い箇所が発生することが多いです。

以上のような理由で、消防活動が非常に困難で焼損面積が広範囲に及ぶ危険性が高くなる可能性があり、これらに備えるため計画を策定します。

## 第3節 実施責任者

防災の基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを念頭におき、住民、地域団体及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けることです。

また、災害時には自らの身の安全の確保を最優先に行動し、被災したとしても人命が失われないよう救助・救護活動を行っていく必要があります。

### 1 市民の皆さんの役割

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、日頃から災害に備えるとともに、災害発生時には自主的な防災活動に参加することが求められます。

区分	市民の皆さんに求められる役割
平常時	(1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 (3) 冬期の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等) (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保 (5) 隣近所との相互協力関係の強化 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地域からの孤立の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 (8) 要配慮者への考慮 (9) 自主防災組織の結成 等
災害時	(1) 地域における被災状況の把握 (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助、避難支援 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策 (4) 避難所での自主的活動 (5) 防災関係機関の活動への協力 (6) 自主防災組織の活動 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供 等

## 2 地域の役割

災害の規模が大きくなるほど、被害者数の増加や情報の混乱等により消防・警察等による救助・救援活動は支障をきたすことが予想されます。特に消防等の防災関係機関が到着するまでの災害発生の初動期には、人命救助や初期消火等の住民相互の助け合い、自助・共助による活動を行っていくことが求められます。

区分	地域に求められる役割
平常時	(1) 災害に対処するための防災組織（自主防災組織）の結成 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加 (4) 防災知識の普及・啓発 (5) 資機材等の整備 (6) 防災危険箇所、 <b>要配慮者</b> の把握 等
災害時	(1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等 (2) 津波からの迅速な避難誘導 (3) 安否や被害についての情報収集 (4) 負傷者の手当て・搬送 (5) <b>要配慮者</b> の避難支援 (6) 避難所運営 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供 等

## 3 事業者の役割

事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めていくことが求められます。

また、地域において地域住民、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めていくことが求められます。

備蓄についても従業員が**帰宅困難者**となる可能性や、業務継続を考慮し最低3日分（7日分以上を目標としてください）の備蓄をしましょう。

## 4 行政の役割

市は市民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

また、市民の皆さん、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進します。

## 第4節 防災上の事務又は業務の大綱

基本法第42条第2項第1号の規定により、市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る防災上の諸活動に寄与するものとし、おおむね次の事務又は業務を処理するものとします。

### 1 市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

#### ① 防災会議

市は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、**指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関**等の協力を得て、防災活動を行うため、**防災会議**を開催します。

●伊勢市防災会議条例 P.442

#### ② 災害対策本部の組織

本部組織の各職務は次のとおりです。

役職	職務
本部長	<b>災害対策本部</b> の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を次の順位で代行します。 1. 危機管理課を所管する副市長 2. 他の一人の副市長
本部員	各災害対応実施の責任者となります。
チーム員	災害対応にあたります。

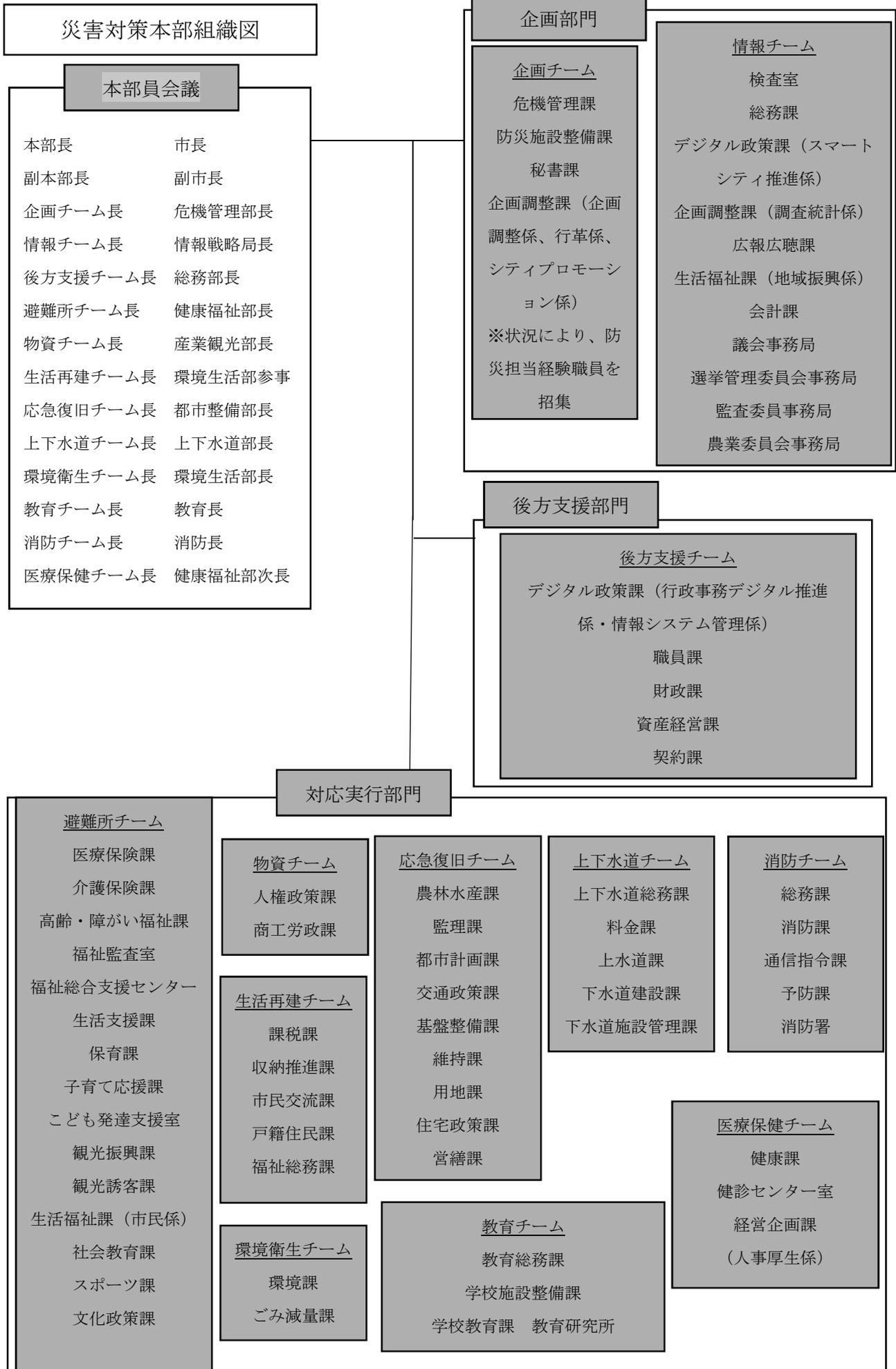
※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとします。

- 1 副市長
- 2 危機管理部長
- 3 総務部長
- 4 参集した職員から最上席の者

※災害発生初動期の順位を決めるもので、職務代理者が決定した場合には、職務代理者が引き継ぐ

市長の職務代理者の順位

- 1 副市長（席次＞年齢＞くじ：地方自治法第152条第2項の規定による）
- 2 総務部長
- 3 情報戦略局長
- 4 部長級（職務の級＞給料＞在職年数＞年長＞くじ）



事務分掌（地震災害警戒本部体制はこれに準ずる）

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
各チーム共通	—	企画	災害対策本部の設置	災害対策本部機能の設置・設営	3	3	1
			災害対策本部要員の配備体制に関する事	配備体制の決定	3	3	1
			被害情報の収集に関する事	被害情報の収集	3	3	2
			災害対策本部の情報共有に関する事	災害対策本部会議での情報共有	3	3	1
			応援機関の要請に関する事	応援の要請	3	3	4
			応援機関の受入れに関する事	応援の受入れ	3	3	4
			関係機関との連絡調整に関する事		-	-	-
		被災者への総合的な支援に関する事	経費の負担	3	6	4	
		後方支援	チーム内の職員の安否確認、動員に関する事	動員及び参集	3	3	1
			災害対策本部の設営に関する事	災害対策本部機能の設置・設営	3	3	1
			協定締結先等への応援要請に関する事	応援要請	3	3	4
		現場対応	施設管理者としての対応に関する事	帰宅困難者の保護対策	3	4	2
				利用者等の安全対策	3	4	3
				公共施設の災害復旧	3	7	1
				災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画作成	3	7	1
				災害復旧事業の実施	3	7	1
				被災施設の復元	3	9	3

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
企画チーム	危機管理課 防災施設整備課 秘書課 企画調整課 (企画調整係、行革係、シティプロモーション係)	企画	災害対策本部の運営に関する事	災害対策本部会議の実施	3	3	1
			防災行政無線局の管理運用に関する事	市民への伝達	3	3	2
				避難情報の発令及び伝達	3	4	1
				土砂災害等応急対策	3	4	11
				広報活動の実施	3	5	4
				在宅避難者への情報伝達活動	3	5	7
				上下水道施設の応急復旧	3	4	12
			災害対策本部の活動方針の立案に関する事	配備体制の決定	3	3	1
				被害状況の集約・分析	3	3	2
				避難情報の発令及び伝達	3	4	1
				活動拠点の確保	3	3	4
				災害対応の進行管理	3	3	1
			受援体制の確立	相互応援の強化	3	3	4
				複合災害における応援要請	3	3	4
			市民、企業等の資材等を活用する	警察官の代行	3	4	19
				県、国による代行	3	4	19
			国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関する事	応援要請	3	3	4
			災害救助法の適用申請及び運用に関する事	災害救助法の適用申請	3	3	5
			自衛隊の災害派遣に関する調整に関する事	応援要請	3	3	4
			他市等からの先遣隊の受入れに関する事	-	-	-	-
			他市町村の支援体制の確立	物資の支援を行う	3	6	4
			災害情報の分析に関する事	屋内退避誘導	3	4	16
				広域避難を行う	3	5	1
			災害対策本部内の連絡調整に関する事	配備体制の決定	3	3	1
			行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋火葬	行方不明者の捜索	3	5	11
			被害状況の収集に関する事	情報収集	3	4	16
				被災地の被害状況の確認	3	6	4
			応援機関の宿営、食糧に関する事	物資の支援を行う	3	6	4
			事故対応に関する事	危害防止措置の指示	3	4	13
				警戒区域の設定	3	4	13
危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4		13			
初動体制の確立	3	4		14			
流出油の除去・回収等活動	3	4		15			
放射性物質における環境汚染への対処	3	4		16			
県外からの避難受入れ	3	4		16			
消防活動の実施	3	4		17			

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
情報チーム	検査室 総務課 デジタル政策課（スマートシティ推進係） 企画調整課（調査統計係） 広報広聴課 生活福祉課（地域振興係） 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	企画	災害対策本部における情報共有の総括に関する事	災害対策本部会議での情報共有	3	3	1
			災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事	災害情報の記録	3	3	2
			災害対策本部事務局（会議資料作成）に関する事	災害対策本部会議の実施	3	3	1
			被害状況の収集の総括に関する事	状況の把握	3	3	2
				被害状況の集約	3	3	2
				その他ライフライン施設の応急復旧	3	4	12
			災害対策本部内の連絡調整に関する事	配備体制の決定	3	3	1
			三重県への被害報告に関する事	県・関係機関への被害状況の報告	3	3	2
			被害写真、収録、記録に関する事	被害情報の記録	3	3	2
			災害対策本部への問い合わせに対する対応に関する事	外部への情報発信	3	3	2
			被災者支援パンフレットに関する事	被災者支援パンフレット	3	8	1
			帰宅困難者・観光客対策	一時的な滞在施設の確保	3	4	2
			広報及び報道対応に関する事	避難誘導	3	4	1
				市民への伝達	3	3	2
				外部への情報発信	3	3	2
				市内団体への情報発信	3	3	2
				避難情報の発令及び伝達	3	4	1
				土砂災害等応急対策	3	4	11
				在宅避難者への情報伝達活動	3	5	7
				広報活動の実施	3	5	4
一時市外避難者への情報伝達活動	3	5		7			
義援金の募集	3	8		6			
広報活動	3	4		15			
風評被害等の軽減	3	4		16			
上下水道施設の応急復旧	3	4	12				

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
後方支援チーム	デジタル政策課（行政事務デジタル推進係・情報システム管理係） 職員課 財政課 資産経営課 契約課	後方支援	自衛隊派遣要請に関する手続に関すること	応援要請	3	3	4
			国、県及び他市町村に対する職員及び物資の応援要請に関すること	応援要請	3	3	4
			受援体制の確立	相互応援の強化	3	3	4
				複合災害における応援要請	3	3	4
			輸送用車両等の調達及び配車に関すること	緊急輸送活動の実施	3	4	10
			支払事務に関すること	応援を受けた場合の費用負担	3	3	4
				損失補償	3	4	19
				経費の負担	3	6	4
			応急、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と斡旋の取りまとめに関すること	労働者の確保	3	6	3
			市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること		-	-	-
			チームにまたがる物資の調達に関すること	燃料の確保	3	3	3
				庁舎被害等への対応	3	4	21
			執務環境の確保に関すること	情報収集・伝達体制の整備	3	1	2
			職員の安全管理に関すること	職員の健康管理・安全管理	3	3	6
				災害対応従事者のこころのケア	3	3	6
				職員の適正配置	3	4	21
				被災地へ派遣する職員のケア	3	6	4
			職員用物資の調達に関すること	職員用物資の調達	3	3	6
			災害対策本部内の連絡調整に関すること	配備体制の決定	3	3	1
			支援申出窓口に関すること	支援申出窓口	3	3	4
			各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること	受援状況の取りまとめ	3	3	4
				緊急輸送活動の実施	3	4	10
				労働者の確保	3	6	3
				人的支援を行う	3	6	4
				人的資源の確保	3	9	1
			災害復旧に関すること	災害復旧に係る人員確保	3	7	1
復旧財源の措置	3	7		1			
復興に向けた職員の応援要請に関すること		-	-	-			

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
避難所チーム	医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 福祉監査室 福祉総合支援センター	企画	避難収容体制の整備に関する こと	避難所環境の整備	3	1	5
				避難所運営体制の整備	3	1	5
			要配慮者の支援に関する こと	情報伝達・避難誘導体制の整備	3	1	8
				要配慮者利用施設への伝達	3	4	1
			避難誘導に関する こと	避難所の開設	3	4	1
			帰宅困難者の避難に関する こと	一時的な滞在施設の確保	3	4	2
				避難所の開設			
				鉄道交通の確保	3	4	9
			事故対応に関する こと	警戒区域の設定	3	4	13
					3	4	14
					3	4	17
			避難所に係る企画に関する こと	広域避難を行う	3	5	1
			避難所との連絡調整に関する こと	避難所運営	3	5	1
			食料、衣料品、寝具、その他 生活必需品の供給計画に関する こと	トイレ対策の実施	3	5	6
	災害義援品の配付に関する こと	義援品の募集、受付・配分	3	8	6		
	生活支援課 保育課 子育て応援課 子ども発達支援室	後方支援	避難所チームの後方支援に関する こと	-	-	-	
	観光振興課 観光誘客課 生活福祉課 (市民係) 社会教育課 スポーツ課 文化政策課	現場対応	避難所運営	避難所運営	3	5	1
				広域避難を行う	3	5	1
				車中泊等対策	3	5	1
			要配慮者対策	福祉避難所	3	5	2
				外国人対策	3	5	2
			食糧等の供給	炊き出しの実施	3	5	3
			避難所及び収容施設の開設運 営、閉鎖に関する こと	快適な利用の確保	3	5	6
				要配慮者に対する配慮			
				避難所避難者への情報伝達活動			
			要配慮者、女性視点での避難 所サポートに関する こと	避難所避難者対策	3	5	2
在宅避難者対策							
事故対応に関する こと	県外からの避難受入れ	3	4	16			
避難所の運営に関する こと	避難所運営	3	5	1			
	備蓄物資の供給	3	5	3			
	飲食糧等の供給						
	炊き出しの実施						
	生活必需品の供給				3	5	5

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
物資チーム	人権政策課 商工労政課	企画	物資搬送の企画に関する事	食糧の供給	3	5	3
				トイレ対策の実施	3	5	6
			食品衛生の確保	食品衛生対策	3	5	10
			応援機関の宿営、食糧に関する事	物資の支援を行う	3	6	4
				他市町村の支援体制の確立	3	6	4
		避難所からの要望取りまとめ及び調整に関する事	義援品の募集、受付・配分	3	8	6	
		義援品に関する事	義援品の募集、受付・配分	3	8	6	
		後方支援	不足する資機材を要請する	物資、資材の供給要請	3	4	20
			備蓄物資の入出庫管理に関する事	生活必需品の供給	3	5	3
			避難者用物資の調達に関する事	県及び協定業者からの物資調達	3	5	5
			物資チームの後方支援に関する事		-	-	-
			義援品の礼状に関する事	義援品の受付・保管	3	8	6
		現場対応	緊急輸送活動の実施	緊急輸送活動の実施	3	4	10
				物資拠点の確保	3	4	10
				不足する資機材を要請する	物資、資材の供給	3	4
			応急食糧等の供給に関する事	備蓄物資の供給	3	5	3
				食糧等の調達・集積	3	5	3
				食糧等の供給	3	5	3
				炊き出しの実施	3	5	3
			衣料品、寝具その他生活必需品の給与又は供給に関する事	備蓄物資の供給	3	5	5
				トイレ対策の実施	3	5	6
			義援品の受領及び保管、配分に関する事	義援品の受付・保管	3	8	6
			被災者に対する情報提供に関する事	離職者への措置	3	8	1
				雇用保険の失業給付に関する特例措置	3	8	1
			被災事業者等に対する情報提供に関する事	災害復旧資金の周知	3	8	7
		地域経済の復興に関する事	被災経済復興支援	3	9	4	
			新たな産業支援	3	9	4	
			地域産業の活性化促進	3	9	4	

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
生活再建チーム	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	企画	災害ボランティアセンターに関する事	災害ボランティア活動支援	3	5	13
			被災者への総合的な支援に関する事	被災者生活再建支援法の適用手続	3	8	4
			被災者台帳に関する事	被災者台帳の作成	3	8	1
			ボランティアの活動要請に関する事	災害ボランティア活動要請	3	5	13
			被災者相談窓口の企画に関する事	被災者相談窓口の設置	3	8	1
			義援金の募集及び配分等に関する事	義援金の募集	3	8	6
			義援金の配分	3	8	6	
		後方支援	義援金の礼状に関する事	義援金の受付・保管	3	8	6
			特定非営利活動法人その他の応援団体の受入れに関する事	応援受入れ	3	3	4
			生活再建チームの後方支援に関する事		-	-	-
		現場対応	被害家屋（市有財産を除く。）の調査に関する事	被害認定調査	3	8	2
			罹災証明その他被害に関する証明の発行に関する事	罹災証明書等の発行	3	8	3
			ボランティア等の受入れに関する事	災害ボランティア活動支援	3	5	13
			災害援護資金等の貸付けに関する事	災害援護資金の貸付け	3	8	5
			義援金の受領等に関する事	義援金の受付・保管	3	8	6
			見舞金の受領等に関する事	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給	3	8	5
			被災者生活再建支援制度の運用に関する事	支援金支給申請手続	3	8	4
			災害ボランティアセンターの開設、運営に関する事	災害ボランティア活動支援	3	5	13
			被災者相談窓口の運営に関する事	被災者相談窓口の設置	3	8	1

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
応急復旧チーム	農林水産課 監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 住宅政策課 営繕課	企画	被害情報の取りまとめに関する こと（道路、河川、公園、農林 水産関係、庁舎、公共交通機関 等の市が管理する建物）	道路交通の確保	3	4	8
			応急復旧対策の立案に関する こと	障害物の除去作業の検討・準備	3	4	8
				立ち往生車両、放置車両の移動等	3	4	8
				土砂災害等応急対策	3	4	11
			応急仮設住宅の設置に関する こと	応急仮設住宅対応	3	6	1
				民間施設の借り上げ	3	9	2
			河川に関する情報の受理伝達に 関すること	水防巡視	3	4	7
		応急危険度判定に関する こと	被災宅地の対策	3	4	11	
			被災建築物の対策	3	4	11	
		公共交通機関に関する こと	鉄道交通の確保	3	4	9	
		後方支援	土木及び建築資材の調達に関 すること	必要物資調達体制の整備	3	1	9
			応急危険度判定士の要請に関 すること	被災建築物の対策	3	4	11
			国土交通省職員の派遣要請に 関すること	応援要請	3	3	4
			国土交通省資機材の借用要請に 関すること		-	-	-
			応急復旧に要する資機材の確保 に関する こと		-	-	-
			応急復旧チームの後方支援に 関すること		-	-	-
			水防に関する こと	水防巡視	3	4	7
			海岸及び河川等のパトロールに 関すること	水防巡視	3	4	7
			勢田川防潮水門に関する こと	水防巡視	3	4	7
			ポンプ場の運転及び補修に関 すること	水門、ポンプ場の運転管理	3	4	7
市の所有する建物の被害調査、 応急補修に関する こと			-	-	-		
避難誘導に関する こと	避難誘導		3	4	1		
緊急避難路の確保に関する こと	道路交通の確保		3	4	8		

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
応急復旧チーム	農林水産課 監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 住宅政策課 営繕課	現場対応	応急復旧対策の実施に関する こと	道路啓開の実施	3	4	8
				障害物の除去作業の実施	3	4	8
				住宅の応急修理	3	6	1
				住宅関係障害物の除去	3	6	1
				越水、漏水等への対応	3	4	7
				道路の適切な管理	3	4	8
			事故対応に関する こと	流出油の除去・回収等の活動	3	4	15
				防災資機材の調達搬入	3	4	15
				水道水・食品の摂取制限等	3	4	16
				土地、建物、工作物の一時使 用、資材の収容	3	4	19
				障害物の除去	3	4	19
			農林水産物及び農林水産業施設 の災害応急対策に関する こと	-	-	-	
			治山、林道その他林業用施設 の被害調査に関する こと	-	-	-	
			水門、陸こう等に関する こと	-	-	-	
			農作物の種苗対策に関する こと	-	-	-	
			家畜伝染病予防に関する こと	家畜の防疫対策	3	5	9
			罹災家畜収容に関する こと	-	-	-	
			住宅応急対策	住宅の応急修理	3	6	1
			復興計画に関する こと	災害復興対策本部の設置	3	9	1
				復興方針、計画の策定	3	9	1
復興財源の確保	3	9		1			
災害公営住宅の建設	3	9		2			
公費解体	3	9		2			
防災性を考慮した都市基盤整備	3	9		3			
都市基盤機能の回復	3	9		3			
市街地の復興	3	9	3				
上下水道チーム	上下水道総務 課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管 理課	企画	応急復旧対策の立案に関する こと	上下水道施設の応急復旧	3	4	12
			応急給水の企画に関する こと	生活用水の確保	3	5	4
				給水活動の実施	3	5	4
		汚水の処理及び放流対策に 関すること	-	-	-		
		後 方 支 援	土木、建築資材の調達に 関すること	-	-	-	
			上下水道チームの後方支援に 関すること	-	-	-	
		現場 対 応	応急飲料水の輸送及び給水に 関すること	給水活動の実施	3	5	4
				災害用トイレの給水	3	5	6
			水道用原水の確保、管理及び送 水設備の応急運転に関する こと	上下水道施設の応急復旧	3	4	12
			上下水道施設の応急補修に 関すること	上下水道施設の応急復旧	3	4	12
				避難所の上下水道施設の調査・ 応急復旧	3	5	6
			ライフライン施設の応急復旧	上下水道施設の被害調査の実施	3	4	12
			事故対応に関する こと	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16
				土地、建物、工作物の一時使 用、資材の収容	3	4	19
		障害物の除去		3	4	19	
水道料金等の特例措置に 関すること	公共料金等の特例措置	3	8	1			

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
環境衛生チーム	環境課 ごみ減量課	企画	消毒、防疫計画の立案に関する こと	感染症の予防	3	5	9
			し尿処理対策の立案に関する こと	し尿処理	3	5	12
			遺体の埋葬計画立案に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
			災害廃棄物の処理計画の立案 に関する こと	災害廃棄物処理計画作成	3	5	12
				被災自動車の処理	3	5	12
			避難所ごみの処理計画に関する こと	生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5	12
			処理施設及び関係企業の被害 情報収集に関する こと		-	-	-
		被災地の公害防止に関する こと		-	-	-	
		後方支援	衛生材料その他必需品の調達 に関する こと		-	-	-
			環境衛生チームの後方支援に 関する こと		-	-	-
		現場対応	原子力災害への対応	水道水・食品の摂取制限等	3	4	16
				放射性物質における環境汚染への 対処	3	4	16
			被災地の消毒その他防疫に関 する こと	感染症の予防	3	5	9
			遺体の納棺運搬及び埋火葬処 理に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
			検死及び遺体安置場所の管理 に関する こと	遺体の処理、埋火葬	3	5	11
			災害廃棄物の処理に関する こと	災害廃棄物処理	3	5	12
				生活ごみ（避難所ごみを含む）の 処理	3	5	12
			消毒及び防疫活動の実施に関 する こと	感染症の予防	3	5	9
				家畜の防疫対策	3	5	9
			し尿処理対策の実施に関する こと	トイレ対策の実施	3	5	6
				し尿処理	3	5	12
		市民生活の復興	公費解体	3	9	2	
		除染に関する こと	スクリーニング及び除染の実施	3	4	16	
教育チーム	教育総務課 学校教育課 教育研究所 学校施設整備 課	企画	園児、児童及び生徒の安否確 認に関する こと	児童生徒等の安否確認	3	4	1
			学校の運営計画立案に関する こと	応急教育対策	3	6	2
				応急保育対策	3	6	2
			給食の実施計画立案に関する こと		-	-	-
			被災した園児、児童及び生徒 への対策に関する こと	こころのケア	3	5	8
			学用品の給与に関する こと	学用品の給与	3	8	1
		私立学校との連絡調整に関 する こと		-	-	-	
		後方支援	教育チームの後方支援に関 する こと		-	-	-
			現場対応	園児、児童及び生徒の安全確 保に関する こと	児童生徒等の安全確保	3	4
		児童生徒等の下校・保護継続の判 断			3	4	1

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節	
消防チーム	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	企画	災害の調査及び情報収集に関すること	活動調整会議の実施	3	4	4	
			消防団の運用及び連絡調整に関すること	防災業務従事者の安全確保	3	4	4	
			消火、救急、救助活動等の運用指令に関すること	防災業務従事者の安全確保	3	4	4	
			救急活動及び連絡調整に関すること	救急活動における応援関係機関との連携	3	4	5	
			緊急消防援助隊調整本部に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6	
			緊急消防援助隊の受入れに関すること	活動拠点の確保	3	3	4	
			消火活動及び連絡調整に関すること	消火活動における応援関係機関との連携	3	4	6	
		後方支援	人員及び資機材の輸送に関すること	-	-	-	-	-
			緊急消防援助隊の要請に関すること	応援要請	3	3	4	
			近隣市町等の救助隊及び消防団の受入れに関すること	応援受入れ	3	3	4	
			非常通信及び通信統制に関すること	-	-	-	-	
			災害情報及び活動状況の収集、分析記録に関すること	-	-	-	-	
			臨時ヘリポートの運用に関すること	-	-	-	-	
			消防チームの後方支援に関すること	-	-	-	-	
		現場対応	資機材の補給及び調達に関すること	-	-	-	-	
			水災及び火災等の災害防除に関すること	消火活動初期対応	3	4	6	
				危険物対策	3	4	11	
			水防に関すること	水防巡視	3	4	7	
				越水、漏水等への対応	3	4	7	
			救急・救助に関すること	救急・救助活動	3	4	4	
				避難誘導	3	4	1	
				土砂災害等応急対策	3	4	11	
				行方不明者の捜索	3	5	11	
			事故対応に関すること	危害防止措置の指示	3	4	13	
				警戒区域の設定	3	4	13 14 17	
				救助及び消火活動	3	4	13	
				資機材等の確保	3	4	13	
				危険物製造所等の使用の一時停止命令等	3	4	13	
				流出油の除去・回収等活動	3	4	15	
				防災資機材の調達搬入	3	4	15	
				屋内退避誘導	3	4	16	
		スクリーニング及び除染の実施		3	4	16		
		消防活動の実施		3	4	17		
		情報の収集及び関係機関への連絡		3	4	18		
		空中消火基地の選定及び設定		3	4	18		
		輸送手段等の確立		3	4	18		
		消防活動の実施	3	4	18			

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
消防チーム	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	現場対応	事故対応に関する事	土地、建物、工作物の一時使用、資材の収容	3	4	19
				障害物の除去	3	4	19
				罹災証明書等の交付体制の整備	3	1	13
				罹災証明書等の交付	3	8	3

チーム名	構成所属	機能	事務分掌	業務内容	編	章	節
医療保健チーム	健康課 健診センター室 経営企画課 (人事厚生係)	企画	感染症発生状況の把握に関する事	感染症の予防	3	5	9
			救護所の設置に関する事	応急医療体制の確立	3	4	5
				応援関係機関との連携	3	4	5
		避難所での健康管理に関する事	健康調査・健康相談	3	5	8	
		後方支援	応急用の医療資機材、医薬品の調達に関する事	必要物資調達体制の整備	3	1	4
			医療保健チームの後方支援に関する事		-	-	-
		現場対応	救護所の運営に関する事	応急医療体制の確立	3	4	5
			被災者の健康管理に関する事	臨時予防接種の実施	3	5	8
				食品衛生対策	3	5	10
				心身の健康相談等の実施	3	4	16
				こころのケア	3	5	8
		健康調査・健康相談		3	5	8	
		保健、医療の充実	3	9	2		
スクリーニング及び除染の実施	3	4	16				

③ 災害対策本部設置・廃止基準

伊勢市災害対策本部規程に基づき設置、廃止します。

④ 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策に必要な物資・機材等のほか、災害対策本部職員用の食糧、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることから、日ごろから計画的に必要な量の備蓄に努めます。

●備蓄倉庫一覧 P.8

⑤ 第2指令塔

地震や津波により本部設置が伊勢市防災センターで不可能な場合は、代替施設として市役所本庁舎東館5階に**災害対策本部**を設置します。

## 2 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

## ① 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び**指定地方公共機関**等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

## ② 指定地方行政機関

**指定地方行政機関**は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の**指定地方行政機関**と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

## ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関

**指定公共機関**及び**指定地方公共機関**は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

## ④ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市町その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

● 県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 P. 2

分類	機関の名称
県	三重県
警察	警察（伊勢警察署）
指定地方行政機関	津地方気象台
	伊勢労働基準監督署
	中部地方整備局三重河川国道事務所
	東海財務局財務事務所
	東海北陸厚生局三重事務所
	東海農政局三重支局
	近畿中国森林管理局三重森林管理署
	中部運輸局三重運輸支局
	鳥羽海上保安部
	東海総合通信局
	中部地方環境事務所
自衛隊	陸上自衛隊第33普通科連隊

分類	機関の名称
指定公共機関	日本郵便株式会社伊勢郵便局
	西日本電信電話株式会社三重支店
	株式会社N T T ドコモ東海支社
	K D D I 株式会社
	ソフトバンク株式会社
	中部電力パワーグリッド株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	東邦ガス株式会社
	日本赤十字社三重県支部
	日本放送協会
	中日本高速道路株式会社
	株式会社イトーヨーカ堂
	イオン株式会社
	ユニー株式会社
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ローソン	
株式会社ファミリーマート	
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	
指定地方公共機関	三重交通株式会社
	三重L P ガス協会伊勢支部
	三重県トラック協会南勢支部
	近畿日本鉄道株式会社宇治山田駅
	三重テレビ放送株式会社
	三重エフエム放送株式会社
	一般社団法人三重県L P ガス協会
	一般社団法人伊勢地区医師会
	一般社団法人伊勢地区歯科医師会
	株式会社ケーブルコモンネット三重
産業経済団体	伊勢農業協同組合
	森林組合
	漁業協同組合
	伊勢米穀企業組合
	伊勢市観光協会
	伊勢商工会議所
	小俣町商工会 等
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団
	総連合自治会
	伊勢市女性団体連絡協議会 等
	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
危険物施設等の管理者	危険物施設等の管理者
各港湾施設の管理機関	各港湾施設の管理機関
土地改良区	土地改良区